

令和2年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

令和2年7月22日（水）

高松サンポート合同庁舎

北館702会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、高塚  
労働者側 大島、立石、土田、中村  
使用者側 綾田、窪田、篠原、友國、濱田

議題 (1) 香川県最低賃金改正に対する意見について  
(2) その他

【賃金室長】 ただ今から令和2年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また暑い中、香川地方最低賃金審議会にご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、瀧委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

1頁、資料No.1 2020年度香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書  
9頁、資料No.2 2020年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書  
13頁、資料No.3 2020年度香川県最低賃金改定に対する意見書  
17頁、資料No.4 令和2年度香川県最低賃金の改定に関する意見書  
23頁、資料No.5 香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出についてでございます。不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたし

ます。

【柴田会長】 本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

では、議題（１）の「香川県最低賃金改正に対する意見について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 関係労使の意見聴取につきましては、６月30日に開催されました、本年度第１回の本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。」と規定されており、従来、関係労使から提出された意見書を審議会の資料として配付させていただいております。

そして、第１回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部長、日本労働組合総連合会香川県連合会会長、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料No. 1 からNo. 5 でございます。No. 1 からNo. 3 は労働者側から、No. 4 とNo. 5 は使用者側からのものです。よろしくお願いします。

【柴田会長】 それではこの意見書について、慣例により労使の順に各側から説明と補足をお願いします。それぞれ時間は、10分以内とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、労働者側である香川県労働組合総連合から資料No. 1、2 のとおり意見書をいただいているところですが、本日傍聴されておりますので、まとめて補足説明等をお願いします。

【香川県労働組合総連合 藤沢事務局長】 お時間いただきましてありがとうございます。香川県労働組合総連合の事務局長をやっております藤沢と申します。

まず、最初におわびをしておかなければならないのは、本会長さんのお名前を間違えて記入してしまいまして、誠に失礼なことで、間違えてすいませんでした。その上で、中身の簡単な説明をさせていただきます。

意見書の前文で長々と書いておりますが、基本的に、今、私たち労働者が置かれている立場のところで書かせてもらっております。資料1のところで、賃金構造基本統計調査を基にしまして、その中から全国平均の年収額と最低額の年収額を比較した資料を記しておりますが、その中では、香川県では平均の年収額が438万ほどになりますが、それに対して最低額の年収は40%程度という状況で低いものとなっております。その付近には、最低賃金付近で働かされている人がいるわけですね。それが、平均的な年収の4割ぐらいしか得られないという状況では、はっきり言って基本的な生活をしていける状況にあるとは思えません。香川県でやっていけるのは、家族と一緒に住まわれているからということが十分に想像できる状況にあります。

それと、資料2で各地域の最低賃金の1.15倍未満の賃金で働かされている労働者の方の統計を取りましたが、平成21年から26年にかけて、全国的に1.15倍未満の賃金で働かれている方が相当数出ております。

この状況がいいのかどうかという問題もありますが、一番多い沖縄県では21.7%に達しています。香川県はまだ比率が低くて、6.8%と少ないものの、5年間で1.7%も増加している傾向にあります。こういう状況をつくり出しているのは、今の最低賃金制度にあると思っております。これをぜひとも改善してもらいたいということで意見書を書かせていただきました。

その後、問題点に挙げておりますランク分けの目安額の問題です。資料3のほうに付けておりますが、最高額の東京1,013円に対して、今の最低額が790円です。その差が223円となりますが、13年前に100円そこそこの賃金差だったものが、一挙に増えてきているという状況もございます。これは今の最低賃金制度のA、B、C、Dランクのところに問題があると考えております。

特に資料4のほうで、各都道府県ごとの若年層、15歳から29歳の転入超

過率と最低賃金の相関を表してみました。これでいきますと、やはり最低賃金の低い地域側から若年労働者の人口がどんどん流出しておりまして、都市部に集中しているのがお分かりいただけると思います。やはり、この賃金差があるということに大きな問題があると思います。

今年も香川県の各地方自治体に、この7月前半で全部の自治体を回ってきました。その中で各町長さん、市長さんの言われるのが、やはり労働者人口の流出が抑えられないのが一番の問題ということです。唯一、労働者人口の流出が抑えられているのは宇多津町だけです。それについては、子供のための措置を宇多津町さんは一生懸命取られているんですね。どうか財政力がもっている間に、少しでも自然増と社会増を維持していきたいという考え方から宇多津町さんはやられています。ほかの町村さんもやられているんですが、どうしても人口減少がなかなか抑えられないところがあります。

それから、去年から今年にかけてコロナの問題が出てきた関係で、転入されてくる人が増えている自治体がまあまああります。これというのも、やはり大都市に住みたいということで行った人たち、それから東北大震災のときに建設労働者で向こうに行かれた方が、こちらの自治体の職員として、40歳を過ぎてですが、帰ってきたい、地元で働きたいということで帰ってこられる人も、増えたりしている状況がございます。その辺は喜ばしいことだということで自治体からも意見を聞いております。そういうことを進めるためにも、やはり賃金格差が一番問題になると思うんです。

私の息子と娘も東京に出ておったんですが、息子のほうがここに帰ってきたい言うて、こちらで仕事を探しましたが、やはり賃金のところで、30歳になるんですが、この子は大学に行っていた滋賀県に移り変わるようになりました。香川県までなかなか帰ってこれない状況がございます。やはり地域別の賃金格差を正していく必要があると思っております。その上で、要求事項として大きく3つ述べております。

やはり、全国一律の最低賃金制度を導入してもらいたいということです。これについては日本弁護士連合会さんからも、まず、一番最初に出たのが

2011年の6月頃に「最低賃金制度の運用に関する意見書」というのを出されております。それと同じような内容で、今年、2020年の2月にも再度意見書を出されております。その中で求めているのが、最低賃金法を改正し地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金に関しては中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることということと、もう1つは、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく、全体の賃金を引き上げることを求めるということ意見を意見書として書かれております。

それと、コロナの問題が大きくなってきた6月に、再度、日本弁護士会の会長さんから「全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を出されております。これは、コロナ問題で地域の経済が疲弊してきているということを訴えた上で、その上で最低賃金を引き上げて地域の経済を回していく必要があるということ訴えられております。私どもが挙げさせていただいた意見とほぼ同じ意見になっております。無論、中小企業で賃金を引き上げるのは大変だと思います。分かりはしますが、でも、地域経済を回していくためには、どうしても地域でお金が回る状況をつくっていかねばなりません。そのためにはこちらの人口を増やしていくことと、賃金を上げていくことで地域の経済を回していく方法しか、今は残されていない状況だと思います。無論、中小企業が賃金を上げるのは厳しいと思います。ですから、今、弁護士会さんも同じような意見を述べておられますが、政府として社会保障費を減免するなどの措置を取る以外に方法はないと思っております。最低賃金を上げた上で、社会保障費、社会保険料、こういったものを減免していくことで中小企業を補助する形を取っていただきたいと思っております。

このことについては、2002年から5年ぐらいにかけて、フランスでも2兆円規模の社会保障負担をやって中小企業を助けております。お隣の韓国やアメリカでもリーマン・ショック後の経済対策として最低賃金引上げを行い、また、ここ数年、5年間の間に韓国は最低賃金の引上げを行っております。その上で直接的な賃金補助を韓国は行っております。韓国で9,80

0億円、アメリカで8,800億等々のお金をつぎ込んでおります。ただし、日本については一切直接的な補助は行っておりません。この制度をつくっていただいて、社会保障費の減免という形で中小企業を助ければ、十分に最低賃金を上げられる状況はつくれるはずです。特に、香川県のように最低賃金付近で働かれている、率の低い地域においては賃金額を上げることは十分可能だと思います。こうした意見も参考にされて、最低賃金額の引上げをお願いしたいということと、それと、全国での一律の最低賃金制をぜひとも求めたいというふうに思います。

私どもは、最低賃金額を1,500円にしてほしいということも求めています。その根拠としては、資料の5-1と5-2のほうに書いておりますが、私どもの労働組合で、全国各地でこの地域の最低生計費を試算してみました。政府の値とは違います。政府の値は東京で一定の試算値をやって、あとは地域の標準物価とかに代わって平均率を掛けて地域ごとの最低生計費を計算しております。それは人事院のほうから発表されておりますが、あの方式では作威的なものが見られます。私どものほうは、それぞれ実質の必要額を項目ごとに全部調べて書いてきました。この首都圏の埼玉なんかは住宅費がかかります。間違いありません。5万円以上かかることは間違いなくて、ここは4万円なんです。その間で1万5,000円の賃金差はあります。ただし、地方にいる人間は交通費がかかります。物価指数で変動させるような交通費の試算では全然間尺に合わないというふうに思います。東京で300円出せば県境を超えられますが、香川県で300円を出しても、県境どころか高松市まで出れませんというような状況です。公共交通機関がない中で、やはり通勤のためにも車が必要だということで、地方の地域は一定額が3万から4万円必要な状況になっております。東京より15,000円から2万円高い状況なんです。結局、どの地域で暮らしても一月の生計費は二十四、五万ぐらい、今の物価に直していくと二十四、五万ぐらいかかる。それを一月150時間の勤務時間で割ってみると、大体1,500円前後になる。これを基にして私たちは1,500円を求めています。こういった資料も参考にさせていただいて、ぜひとも今年の最低賃金額に生かしていただきたい

と思っております。

続きまして、女性部からの意見書です

基本的に趣旨は一緒でして、あと、少し違うのは新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での経済活性化のためにということではありますが、この部分については、今年も既にコロナ対策として経済対策を打っている中で、諸外国は賃金上げを、最低賃金の上げをポリシーとして挙げております。資料はつけておりませんが、イギリスについては今年の4月に、6.2%に当たる最低賃金の上げを行いました。この国も全国一律に最賃制を引いております。また、アメリカについては21州、州ごとに最低賃金が決められる状況をつくっておりますが、それについても21州が引き上げて、オレゴン州などの3州とか、ワシントン州等特別区などでは時給を15ドル引き上げております。大体、日本円にして1,600円ですね、私たちが求めているのと大して変わらない状況にあります。経済対策として最低賃金の上げは絶対必要だと思っておりますので、ぜひともお願いします。

以上です。

【柴田会長】 ありがとうございます。

それでは、資料No.3の日本労働組合総連合会香川県連合会からお願いします。

【立石委員】 労働者側を代表して、私、立石のほうからご説明をさせていただきます。それでは座って説明をさせていただきます。

我々のほうの提出いたしました意見書、これにつきましては、改めて今年、非常に最低賃金を取り巻く環境が取り沙汰されております。そういった中での意見書であるということを考えていただければと思っております。

それでは、まず、日頃よりというところで、皆さん方に労働環境の向上、また、こういったところにご尽力いただいておりますと、敬意を表しますということでもあります。また、最低賃金は、ここを何で読まないといけないかというところは、この審議会が最低賃金にまつるところを審議するということで、まず基本に返って、健康で文化的な最低限の生活を保証する社会的セーフティーネットの重要な柱でありますということ、まずも

って取り組んでいきたいと考えております。記書きのところですが、1. はじめにというところで、賃金は労働者にとって生活の糧であります。最も重要かつ根源的なものでもあります。雇用形態の違い、障害の有無、国籍の違いなどを理由に不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活が営める水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきであります。

その意味で、労働の対価にふさわしい賃金のセーフティネットたる最低賃金額の引上げは極めて重要であります。

3段落目で加えて、というところから始まりまして、今現状、新型コロナウイルス、こういったところが取り沙汰されておりますが、これは全ての国民が命と健康、そしてその生活を守っていくために、新様式の中で感染症対策を継続するとともに、段階的に社会経済の生活レベルを引き上げていく、経済を再生させていかなければならない、そのためにはあらゆる政策を総動員させ、最低賃金の引上げは、その重要な政策の1つである、適正な水準引上げは必要です。

その中でも、やはり生活保護との乖離、こういったところがまだあると思われています。今回、書かせていただいたのは、高松市の、一番下ではないんですけれども、まずは20代から40代という働き手の中の単身世帯の数字を書かせていただきました。こういったところ、今、非常に生活保護へ流れ込んでいくという方々が多いということを知っておりますし、そういったところが本当にどうなのかということの検証が必要だと思っております。

次の頁にいきまして、2. 香川地域の最低賃金についてでありますけれども、近年では大幅な引上げが続いているものの、以前として、最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な数字とはいえない。生存権を確保した上で、労働の対価として正しいナショナルミニマム水準を確保した上で、同時に、監督行政のさらなる強化により、この実効性を高めることが求められております。

昨年の全国の地域別最低賃金の審議会の結果ですけれども、加重平均でプラス27円となりましたけれども、香川県の最低賃金はプラス26円を引き上げたものの、全国の引上げ額の加重平均からはまだマイナス1円と、格差が生じる結果となりました。

なお、本年は新型コロナウイルス感染拡大の影響が、経済情勢などに及ぶ中での審議となるが、そうした情勢にあるからこそ、公労使が最低賃金制度の果たす意義、役割を再認識した上で、議論を尽くし、最低賃金法第1条を定める目的が達せられる最低賃金額が決定されるべきであると考えております。

3. の香川地方最低賃金の審議に当たりということで、(1) が金額改定の基本的な考え方とあります。

これまでも度々申し上げてきたところではありますけれども、我々としては連合リビング・ウェイジの時間額950円を重視して、そしてセーフティネットとしての実効性の高い数字を目指していきたい。さらに連合香川は、誰もが将来の生活に希望の持てる社会を実現するため、時給、誰もが1,000円以上の早期実現を目指していきたいと思っております。

(2) 最低賃金額の妥当性であります。香川県の最低賃金は、県内経済を支える上でも、地域の労働者の生活と地域経済・産業の維持性を支える上でも大変重要な役割を果たしております。

まず、本審議会において、公労使によって決めていく三者構成の原則をしっかりと堅持し、このような体制を取っていくことが大変重要なことであると考えております。

至近の高松市の消費者物価指数は100.5%と、昨年より若干下げられておりますが、まさに緊急事態宣言の下、経済活動が最大限に縮小された状況を表しております。しかし、香川県の最低賃金の抱える課題は、現状でも変わることなく、改善に向けた歩みを止めるべきではないと考えております。

他方、幾ら働いてもワーキングプアから脱せない短時間労働者や、子供の見守り負担の増している現下のひとり親世帯にとって、生活状況はより深刻なものとなっております。このように私たちは、生活、雇用不安がか

かる中で最低賃金額の改定を早期に実現させることで、社会的セーフティネットが促進され、県内の雇用、経済の安定に向けたメッセージとなり得るものと考えております。

4. これは我々の春季生活闘争の結果であります。これは最新の情報ではありませんが、6月の時点での情報であります。ここにポツ書きしておりますけれども、上からいきますが、有期・短時間契約などで働く労働者の、我々の集計したデータでございます。時給当たり加重平均で28.49円、昨年よりも2.01円の増額を得ました。そして、2つ目のポツでありますけれども、加重平均では1029.07円、そして次にいきますけれども、月給であります。この加重平均では5,692円、パーセンテージでは2.68%ということで、非常に、こういったところの数字が上振れた数字になっていることは、ご承知願えて、非常に、雇用を守る取組をしている企業が多いということでもあります。これらの経緯からして最低賃金の引上げ、これを止めることなく前進させていきたいと思っておりますし、将来にわたって県内の経済を持続可能な社会へと向上していくために賃上げは必要と考えております。

5. 消費税の増税を踏まえた引上げについてでありますけれども、「昨年の目安答申の公益見解では」ということで書いておりますが、やはり今回の消費税のプラス部分は、去年は実態がないので今年に回すというところで判断されていたと思っておりますけれども、「今後、政府において効果的かつ思い切った支援が講じられることを前提に、それらが適切に反映される水準について議論を行うことが必要である。」とも記載されております。

つまり、本年の香川地域最低賃金の審議においては、昨年10月の消費税増税分の2%を上乗せした物価上昇などから、最低賃金近傍で働く生活者に大きな影響を与えていることを強く意識していかなければならないと思っております。

6. コロナ禍におけるセーフティネットの推進であります。国内では新型コロナウイルスの影響が長期化する見通しの中、感染者の減少が見込めたことから5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されました。県内においても4月20日以降、感染者ゼロを継続していることから、徐々に経済活

動や消費者行動が戻りつつあります。若干情報が古いですが、記載させてもらっております。

他方、世界的なマスク不足や海外からの部品調達が滞り、国内へのシフトが高まることにより、さらなる物価の上昇リスクが高まっている。このような景況の中、賃金の低廉な労働者の暮らしは、コロナ禍によるリスクが直結しており、最低賃金の引上げによる社会の安定と将来につながるセーフティネットの推進が求められております。

7. 中小企業、自営業者への支援についてであります。中小企業、小規模事業者においても最低賃金の引上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、その支援策の周知徹底について関係省庁と連携を図ることが必要です。

最後に、香川県において、健康で文化的な最低限度の生活を得るための水準としていくために、2020年度の改正審議の中で格差是正につながる最低賃金水準の改善が図られることを心から期待申し上げ、2020年度最低賃金改定審議に対する意見といたします。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

それでは次に、使用者側である香川県経営者協会からお願いいたします。

【窪田委員】 香川県経営者協会の窪田でございます。

使用者側を代表しまして、意見を述べさせていただきます。座らせていただきます。

資料No. 4で5頁にわたりまして意見書を提出いたしておりますので、内容を説明させていただきます。

まず、1. はじめにということで、内閣府が6月に発表しました「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」では、日本経済の基調判断として、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつあり、先行きについては新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあり、極めて厳しい状況から持ち直していくことが期待さ

れるとの観測でありますけれども、一方で、国内外の感染症の動向や、金融資本市場等の変動等の影響を注視する必要があるとされております。

そして、6月3日には首相官邸で開催されました「全世代型社会保障検討会議」におきまして、安倍首相は、「新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題」と述べ、最低賃金引上げに慎重な姿勢を示しているところからです。

新型コロナウイルスの感染につきましても、緊急事態宣言解除後も全国で多くの感染者が発生しており、感染拡大の第2波も懸念されているところであり、現在に至りましては第2波がもう現実味を帯びていると見てもよいかと思います。また、世界的に見ましても、いまだに拡大の一途にあり、人や物流の動きの収束は見通せない状況にあります。

一方で、現在の最低賃金につきましても、4年連続3%台の大幅な引上げが続いておりまして、最低賃金額はここ5年間で16%、10年間で26%上昇し、香川県でも5年間で17%、10年間で25%の上昇という大幅な引上げとなっており、中小企業から悲鳴にも近い声が聞かれているところです。

これらのことを踏まえまして、最低賃金の審議に当たりましては、新型コロナウイルスの影響を大きく受けている中小・零細企業の厳しい経営実態を踏まえつつ、自社の存続と雇用の維持を最優先として、懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、特に今年度においては最低賃金の引上げには慎重な審議を強く望むものであります。

次の頁の2. では、現在の企業の景況感についてです。

(1) では日本総合研究所が4月6日に発表した、6月29日から7月3日の国内景気の週報ですが、「景気は新型コロナウイルスの影響で大幅な落ち込みとなっている。」とし、先行きも「コロナウイルス感染の第2波を回避できたとしても、V字型の力強い景気回復は期待薄で、インバウンド需要や貿易活動が元の水準に戻るには時間を要する見込み。」としています。

(2) と (3) では日銀及び日銀高松支店が発表した企業短観になります。全国的にはリーマン・ショック直後の2009年6月以来、11年ぶりの低

水準となり、景況感は6四半期連続で悪化しております。日銀の高松支店が7月1日に発表した香川県の6月企業短観では、県内企業の景況感を示す業況判断指数は、全産業で3月の全体調査から21ポイント悪化のマイナス25となり、下げ幅はリーマン・ショックが原因で落ち込んだ2009年3月調査時依頼の水準、3四半期連続の悪化でございました。

日銀の高松支店長は、「新型コロナウイルスの収束時期や及ぼす影響は不確実性が高く、企業に先行きに対する慎重な見方が広がっている。収益の見通しは感染の第2波の動きが出てくるとさらに下振れする可能性がある。」と見ております。

次に、(4)は高松商工会議所の景気動向調査でありまして、加盟する中小企業の景気判断、前期比、前年同期比ともにマイナス幅が拡大し、悪化となり、新型コロナウイルスの影響により、製品、サービスの受注減少、イベント中止、延期による売上げ減少など、業種問わず深刻な状況にあるとしています。先行きについても、感染防止対策等に伴うコスト等を含め、消費マインドのさらなる悪化への懸念もあり、表出化するコロナウイルスの影響で不透明感が増しているとのことでございます。

(5)は四国経済連合会の調査結果ですが、4月から6月の四国の景気はコロナウイルス感染症による影響が拡大し、厳しい状況にあるとしています。こうした中、四国の景気について、「低迷・横ばい」、または「下降」と見る企業の割合が前回調査の84%から95%に上昇するなど、経営者の景況感是一段と悪化しているとしております。

次に3. で、県内の雇用情勢です。

(1)は香川労働局発表の5月の雇用情勢判断ですが、求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分に注意する必要があるとしています。また、5月の県内における有効求人倍率は1.42倍で、5年ぶりに1.5倍を下回り、下落幅は過去30年で最大となっております。なお全国では、7月1日時点で新型コロナウイルス感染拡大に関連した解雇や雇い止めが、見込みを含めて31,000人を超えている状況です。

続きまして、(2)の四国新聞社が実施した2021年春の採用計画に関するアンケート結果では、採用予定人数を今春に比べて増加とした企業は27.0%、前年比17.6%の大幅減となっている状況です。また、従業員の過不足は、不足、やや不足が54.4%で大幅に減少している状況です。

次に、4.では2020年春の賃上げの経団連の集計ですが、大手企業の賃上げ率は昨年を下回っており、中小企業も昨年を下回り、妥結額も大手も中小企業とも減少しています。

次に、5.と6.は帝国データバンクのデータです。2020年上半期の県内における企業倒産は、前年同期比5件減の23件、上半期として4年ぶりに減少しておりますが、帝国データバンクでは、これは「手厚い金融支援で、目先の手元資金を確保できているためコロナウイルスによる倒産は低く抑えられている。」と分析しておりまして、今後については、「飲食や宿泊、娯楽など、落ち込みが激しい業界では営業再開をあきらめたり、資金不足で事業の継続を断念する企業が増える可能性が高い。」としております。

また、四国地区の4月の人手不足に対する企業動向調査では、正社員が不足とした四国の企業は前年同月比で15.2ポイント減少し、4月としては4年ぶりに4割を下回るなど、人手不足の割合は急激に低下しているとしております。

最後に、7.では日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会が、4月に連名で最低賃金に対する要望を取りまとめた内容です。

その中では、日本経済が未曾有の危機に直面している中、リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業、小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく納得感のある水準を決定することを要望しているところです。

以上のことを総合しまして、使用者側としましては、新型コロナウイルス感染症により景気の動向、賃上げ、雇用情勢、各種の経済指標が大幅に悪化している現状や、今後も様々に影響が出るものと考えている中であって、

雇用調整助成金や持続化給付金を申請しながら、懸命に雇用と経営を死守しようとしている中小・零細企業の経営実態を考慮すれば、最低賃金を引き上げる状況となっていないと結んでおります。

以上です。

【柴田会長】 ありがとうございます。

次の香川県タクシー協同組合からの意見書も、使用者側委員の方から説明されますか。

【窪田委員】 では引き続き、私、窪田よりご説明させていただきます。

【柴田会長】 お願いします。

【窪田委員】 香川県タクシー協同組合から、私ども経営者協会でお預かりしました意見について述べさせていただきます。

タクシー業界は労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きい事業でございまして、大幅な最低賃金の引上げの影響は経営を大きく圧迫しており、このままではタクシー事業を継続できるのか、極めて憂慮しているところです。

タクシー業界は経済状況の影響を強く受け、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに、乗務員の労働条件が著しく悪化しております。中小企業が大半を占めるタクシー業界においては、景気回復を実感できる状況には全くなく、本年は新型コロナウイルスの影響により事業収入は大幅に減少している状況であり、タクシー事業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

つきましては、このようなタクシー業界の実情にご理解を賜り、最低賃金の改定に当たっては、慎重の上にも慎重に審議いただくようお願いしたいという意見でございました。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの労使各側のご説明について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【大島委員】 ただ今、使用者側のご意見をお聞きしたわけではありますが、

何となく、ここに書かれているものが、コロナが随分影響を与えて、その結果最低賃金を上げることは非常に難しいんだというふうに書いているように見えるんですが、ここはコロナがどうかという論議をする場ではないと思います。

どちらかといいますと、やみくもに恐れてしまって、本来やらないといけない経済活動を止めてしまったということが一番大きな問題だったんだろうなど、今思っております。

正しくコロナをどう捉えて恐れるかという状況の中で、政府もアフターコロナ、ウィズコロナ、コロナと一緒に共存してやっていきたいと思いますという考えの中で経済をどう回すかという話をしている部分から考えていきますと、やはりこの分析自体が、3月、4月あたりの、一番やみくもに恐れて、何か分からなかった状況の中で、大変なんだというふうに記載されているように思えてしまいます。

本来、昨年からずっと言っておりますように、中小企業に対する生産性をどう上げるんだということをきちっとしておれば、こういう事態があったとしても、正しく恐れているのであれば、それほど恐れる状況ではないでしょうし、中小企業の体力が落ちるということもないんじゃないかなというふうに思っております。少し、日本でいうと、10万人に対してコロナの死亡者がどうなのかというところからしたときに、インフルエンザよりもはるかに小さい状況の中で、このコロナがそれほど企業に影響を与えるようなことが今後あるのかどうかというところも含めて、もう少し分析していかないと、お互いにこれ、単にコロナが大変だ、大変だといってしまうと、本来必要な最低賃金というところの論議ができなくなるのではないかと思っております。

それともう1点は、経団連のほうでも賃上げについてきちっと見られているんだなというふうに思いましたが、昨年より低いから最賃上げられないんだという話でなく、昨年より低いけれども、やはり社員は上がっているんだよね、この4月からは同一価値労働同一賃金という状況によるようになっておりますね。としたときに、なぜそこを上げて、最低賃金にかかる短

時間労働者等々については賃金が上げられないんだらうなというところは、少し論理的に矛盾が生じているのではないかなと思っております。

6点目のほうでも、人手不足感が随分減ったとありますが、これは単に瞬間的に、経済止めたら人が要らなくなるのは当たり前ですよ。でも、今の日本、社会的に、例えば5年、10年見ていた時に何が重要かといったら、人手不足感は当然起こり得るとするのはもう目に見えた事態で、単に今、瞬間的に人手不足がなくなったからそれでいいんじゃないのという話ではないんでしょうね。としたら、やはり今年度もそういったことを踏まえて最低賃金というものはどうあるべきかというところを論議していかないと、瞬間的な現象の中とか、訳の分からない恐怖感の中での論議では、正しい最低賃金の場にはならないんだらうと思っておりますので、ぜひ、そういったところも含めてもう一度ご検討のほうをお願いしていきながら、ぜひ、引き上げる状況にないという部分を、何とか引き上げる状況をどう見つけ出すかという、お互いに知恵を出していく場が、この最低賃金の審議ではないかと思っております。

以上です。

【柴田会長】 ありがとうございます。ほかにご意見いかがですか。

今、労働者側のほうからは、コロナに関する問題について議論するとなかなか収拾がつかないことになりましてというご意見ですが。

【窪田委員】 先ほどお話がありましたような、労働者側からすればもっともなところもあるかと思うんですけど、例えば賃金でいいますと、賃金の引上げもあるんですけども、7月21日に、四国新聞のほうでございましたけれども、東京商工リサーチが2020年の賃上げ調査を行ったところ、この数年間は、各年とも8割を超える企業が賃上げを行っていたんですけども、今年度については57.5%しか賃上げを行っていないというデータもございます。また、香川県の中でも賃上げができなかったという企業も聞いております。ですから賃上げは、ある程度、どんどんできているわけではなくて、やはりそういう状況にあるということです。

あと、7月21日の日本経済新聞の、これは1面でございましたけれども、

企業へのアンケートの中で、コロナの長期化に危機感を持って、事業の回復には2年以上かかるという企業が過半数あるというアンケート結果もございますので、先ほど言われた瞬間的な現象ということだけではない、要は、春先ですね、コロナが一番広まったときにそういう打撃を受けているのも確実ではございますけれども、今後もその打撃はいろいろ、企業にとっては続いていくということもご理解いただければと思います。

【柴田会長】 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

【賃金室長】 もしなければ、私のほうから。

【柴田会長】 よろしいですか、ほかの皆さん。

【賃金室長】 事務局のほうから、ホームページの情報ということで情報提供させていただければと思いますのが、資料No.1の3頁のところですけども、県労連の方から、3頁の下から3行目のところで、この1点についてですけども、「事務局が示した生活保護と最低賃金額との比較資料も添付されていません」とされているんですけども、実は香川労働局のホームページの中で、ひょっとしたら県労連の方も見つけられてご存じかもしれませんけども、一応、老婆心ながら念のためご紹介させていただきます。

香川労働局のホームページのほうに本審の資料とか議事録、それから答申の内容についてホームページにアップさせていただいているところなんですけども、令和元年度の例で申し上げますと、元年8月5日の本審の資料、それから答申の内容の中に専門部会からの報告という形で、香川県最低賃金と生活保護との比較についてという部分が、別紙の形で残しておりますので、この内容についてはそこで確認できるかと思っておりますので、ご紹介させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上です。

【柴田会長】 ありがとうございます。以上の点、よろしいですか。

今、ご意見をいただきましたけれども、コロナと経済活動に関する影響については、いろいろな視点から様々なご意見があると思っておりますので、今回、このようなご意見を頂戴したということにさせていただければと思います。

それでは、議題の最後のその他に移りたいと思いますが、事務局から何かございますか。

【賃金室長】 それでは事務局のほうでご説明させていただきたいと思えます。

現在、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会におきまして目安の審議が行われております。

私どももニュース、報道の内容ぐらいしか承知しておりませんが、朝方のニュースの中でも目安小委員会が審議継続というようなことで報道されておりました。7月30日までに中央最低賃金審議会によって答申がなされましたら、次回の審議会で伝達させていただく予定でございます。

今後の審議日程についてですけれども、7月31日（金）13時30分から、同じくこの702会議室におきまして、第3回本審を開催することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

【柴田会長】 ただ今事務局より、今後の審議日程について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

次回の本審は、ただ今説明がありましたとおり、7月31日（金）午後1時30分から開催するということでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして第2回目の本審を閉会といたします。

——了——